

あけましておめでとうございます

「縁(えにし)」ここで出会えた奇跡…



香川県教職員組合
中央執行委員長
大野孝之

2017年、新しい年が来ました。香教組は年末に中央委員会を開き、夏以後の活動の総括と定例会までの運動方針を確認しました。その会議で私は次のような不安を若い先生にぶつけました。

「最近の香教組には若い先生がどんどん入ってくれています。私も何人もの人に勧めて入ってもらいました。しかし、いま若い先生を勧誘することに少し迷いがあります。『香教組の組合費は給与の1.5%。若い先生がその1.5%の組合費を払って組合に入るメリットはあるのか』ということですか」

「私自身は当然のように組合費を払い、おもしろく組合活動や教員生活をしています。同じ志を持っている仲間がいることに励まされ支えられ、『香教組の

**ともに学び、声をあげましょう！
あなたを待っています！**

活動は組合員のためだけでなく香川の全教職員共同体のためになっている」と確信して活動していることにやがいを感じながら、とても楽しく教員生活しています」

「しかし、若い人はどうなのでしょう。本当のところはどう感じているのでしょうか。『組合に入って良かった』と感じているのでしょうか。その確信が揺らいでいます」

すると、会議に参加していた何人もの若い先生から、「ここに来ると助けてもらえませぬ。教えてもらえませぬ。そして、元氣を取り戻せませぬ。ここに来れば1.5%の組合費は十分に払う価値があると私は感じています。私は組合費がたとえこの数倍だったとしても組合に入ります。心配しないで勧誘してください」

と励まされてしまいました。

いい若者が育っています。彼らは可能性を持った種子です。どんな花を咲かせ実を結ぶかは努力次第でしょうが、きっとそれぞれに個性あふれる未来が待っているでしょう。彼らのような若い先生がいれば香教組は大丈

夫です。香川の学校は大丈夫です。若い彼らがきっと発展させてくれるでしょう。会議の終わりにそんな確信が持てました。

香川の教職員のみなさま。

歴史はある瞬間々々の紆余曲折はあるとしても必ず進化発展していきます。その歴史の発展に自分の人生を重ねて生きませんか。「自分の人生がみんな(共同体)のためになっている」という確信は人生に生きがいを与えてくれます。自信と勇気を与えてくれます。自分の存在価値を感じながら生きる人生はとても楽しく愉快です。いっしょにそんな生き方してみませんか。

雇い人(主)と雇(やと)われ人(びと)にはそれぞれの正義があります。その正義と正義がぶつかったとき、どちらが正しいかは判断が難しい。

しかし、たくさんの弱者が一部の強者に苦しめられているのはおかしい。そういう「おかしいこと(不正)」を見逃さず、見抜く感性と知性を磨かなければなりません。そして、決して黙らず、強者にものを言うのはとても怖いけれど、それでも震える心に活を入れ、ビビって逃げだしそんなケツを蹴っ飛ばし、勇気を振り絞って「それはおかしい」と声を出そうと思っております。あなたも力を貸してもらえませんか。

この問題に関連して、国連は、2030年に向けての目標を採択しています。その第1は「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」ことで、教育については「すべての子どもが、適切かつ効果的な学習成果をもたらし、無償かつ公正で質の高い初等教育及び中等教育を修了」できることを掲げています。

教育の果たすべき役割は、文化の発展に寄与し歴史を前にすすめると同時に、次世代の格差を縮小し、真に平和で自由な社

新年、あけましておめでとうございます。

日本国憲法が施行されて70年、教育基本法が制定されて70年になる今年、学校現場で働く教職員だからこそ、あらためて「人格の完成」とは何をめざすのか、そのために私たちがすすめるべき教育実践は何なのかを、お互いに交流し、積み上げていきたいと思ひます。

いま世界では、貧困と格差を拡大し続けてきたグローバルバブルが、民衆からの大きな反撃に直面しています。



全日本教職員組合
中央執行委員長
蟹沢 昭三

組合だからこそできる手厚い給付
全教共済もよろしく願ひします。

新規加入
春募集始まります！



香川教育

発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
組合員の購読料は組合費に含む

香教組ホームページ
<http://kakyoso.com/>

採用試験勉強会

高松会場
香教組会館
1/24 2/7

大川会場
大川教育会館
1/25 2/8

丸亀会場
丸亀生涯学習センター
2/1 2/15

三豊会場
三豊教育会館
1/30 2/13

19:00~
始まっています！

平和に生きる未来のため、 子どもたちの権利としての教育を 力をあわせてめざしましょう

2016年 香教組へ寄せられた相談

修学旅行の勤務の割り振りはないの？

修学旅行の割り振りを要求したら、「『特殊勤務手当』をもらっているからない」といわれた。

→「勤務の割り振り」と「特殊勤務手当」は別の物です。「勤務の割り振り」は「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」の規定によるものであり、「特殊勤務手当」は「公立学校職員の給与に関する条例」の規定によるものです。ですから、「特殊勤務手当」が支給されても、16時半から翌朝8時までの間に行っている児童生徒の管理・指導に対しての勤務時間の割り振りが必要です。（深夜の見回りなどを考慮すると小学校でも最低1日分はあるでしょう）さらに、旅行日が土・日祝日にかかる場合は、代休が必要です。

「教職員異動調査票」を教頭先生の点検を受け、提出するようにとわれた

「教職員異動調査票」は間違いがあつてはならないから、教頭先生に点検してもらうように と指示された。

→「教職員異動調査票」は「校長評価」を記した3部は封筒に入れ厳封し、封筒に名前を自書し、表面の1部とともに校長に直接手渡すことになっています。

県教委の話

- 県教委としては校長に直接手渡すように指導している。
- 事前点検については、間違いのないようにするために「校長が点検」することについては「直接手渡す」ことになるので、いけないとは言えない。

香教組は、「校長の事前点検も行わないこと」を要求しています。かつて、「異動希望」や裏面の「校長評価」の書き直しを命じた例があつたことを受け、「例外を認めれば、簡単に一線を越える」と毎年、申し入れをしています。

調査票の提出日は1月4日？

2016年12月、「調査票」を1月4日に提出するために出勤するよう命じた職場がありました。県教委に問い合わせると、「県教委としては期日は設けていない。」とのことでした。1月4日としているのは、市町教委の裁量です。県教委は、「校長が提出書類の作成上必要な締め切りであるから、それに間に合うように提出することでよいと考える。」と回答しました。

その後、「1月4日まででよい」と提出期限の変更の通知があつたと聞きました。

2015年度には、「教頭の点検は市教委の指示」と公言した職場もありました。当時、香教組の問い合わせに、県教委は「あつてはならないこと」として、すぐに市町教委に対して、「直接校長に提出すること」を再確認したと回答がありました。

職員会議や現職教育の超過時間の勤務の割り振りは教職調整額4%に含まれるの？

毎回職員会や現職教育が勤務時間を超えて行われるので、勤務の割り振りを要求したら「4%もらっているだろ？」と言われた

→教員の勤務の特殊性から、勤務時間の管理が困難とし、時間外手当は支給しないこととしました。しかし、1966年文部省が実施した「教員勤務状況調査」の結果から超勤時間が4%程度と決められました。また、教員には原則として時間外勤務を命じないこととし、命じる場合は、超勤4項目に限定するとしました。（「教育公務員特例法」）4%の意味と、会議の延長とは無関係です。

管理職は、1日の勤務時間、7時間45分をきちんと守り、やむを得ず超過する場合は、適正に割り振らなければなりません。超過分は、8週間から16週後の間に割り振ります。

年休を取ろうとしたら、理由を聞かれます

年休を取ろうとしたら必ず理由を聞かれます。まるで年休を取るのがいけないことのように感じます。年休を取ってはいけないのですか？

→「年休」は、一定期間勤続した労働者に対して、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障するために付与される休暇のことです。つまり、労働者に与えられた「休む権利」なのです。年休の申請があつたとき、その理由によって断ることはできません。何よりも、心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障することが理由ですから、年休取得の際「理由」をいう必要はありません。聞く必要もありません。

例外として、使用者は、労働者の請求する時季に有給休暇を与えると事業の正常な運営を妨げる場合に限り、例外的に他の時季にこれを与えることができます。（時季変更権）しかし、学校現場において、教職員がカバーし合えばおおよそは、正常な運営を妨げる場合はないでしょう。

家族の病気は「看護休暇」、介護については「介護休暇」また、「産前産後休暇」「育児休暇」「病気休暇」など理由のはっきりした場合についての「休暇」があります。これらは、長年の「要求」と「運動」によって獲得したものですから、有効に使いたいものです。

香川県ではまだ実現していませんが、県によっては子どもの授業参観や家庭訪問などに対応する「子育て休暇」があります。「年休」は、通院や子育てのために使うためのものではなく、労働者自身の心身の疲労を回復しゆとりある生活を保障するためにあるという原則に立ち返らなくてはなりません。

「出会い(合い)」

流集会で、全教副委員長が「出会い」という奇跡は動いた数だけ生まれる」と言っていた。さて、出合いは出合いとも書く▼「人」だけでなく、「もの」にも言えるのではないか。年末に沖繩の平和学習に参加した青年教師は、「今まで、何も知らなかったし、知ろうとしなかった。教師として恥ずかしい。しつかり、アテンナを張って知ろうとしたい。知ったことを広げていきたい。」と語った。「沖繩戦の実相」と「沖繩の現実」との「出合い」が一つの学びにつながった▼何度か呼びかけたその情報をつかみ、そこに参加した「縁」であり「出会えた奇跡」▼今までの、これからの「出会い(合い)」に感謝し大切にしたい。

「縁(えにし)」

「縁(えにし)」こ
で出会えた奇跡」は
2016年10月、全
国女性教職員学習交
流集会IN島根のテーマだった
▼子どもたちと、保護者、同僚、
様々な人との出合いは、選べる
ものではない。学校現場を離れ
2年が経とうとしている。学校
現場だけではなかったらどう貴
重な出合いがたくさんあつた▼
「もし、そのまま現場にいたら」
「もし、この学習会に参加しな
ければ」「もし、この抗議集会
に参加しなければ」▼「もし、
この学年団の担任でなければ」
「もし、この職場に赴任してい
なければ」現場にも「もし」は
たくさんある▼「もし」と考え
ると一つひとつの出合いがとて
も貴重で奇跡なのだ。島根の交